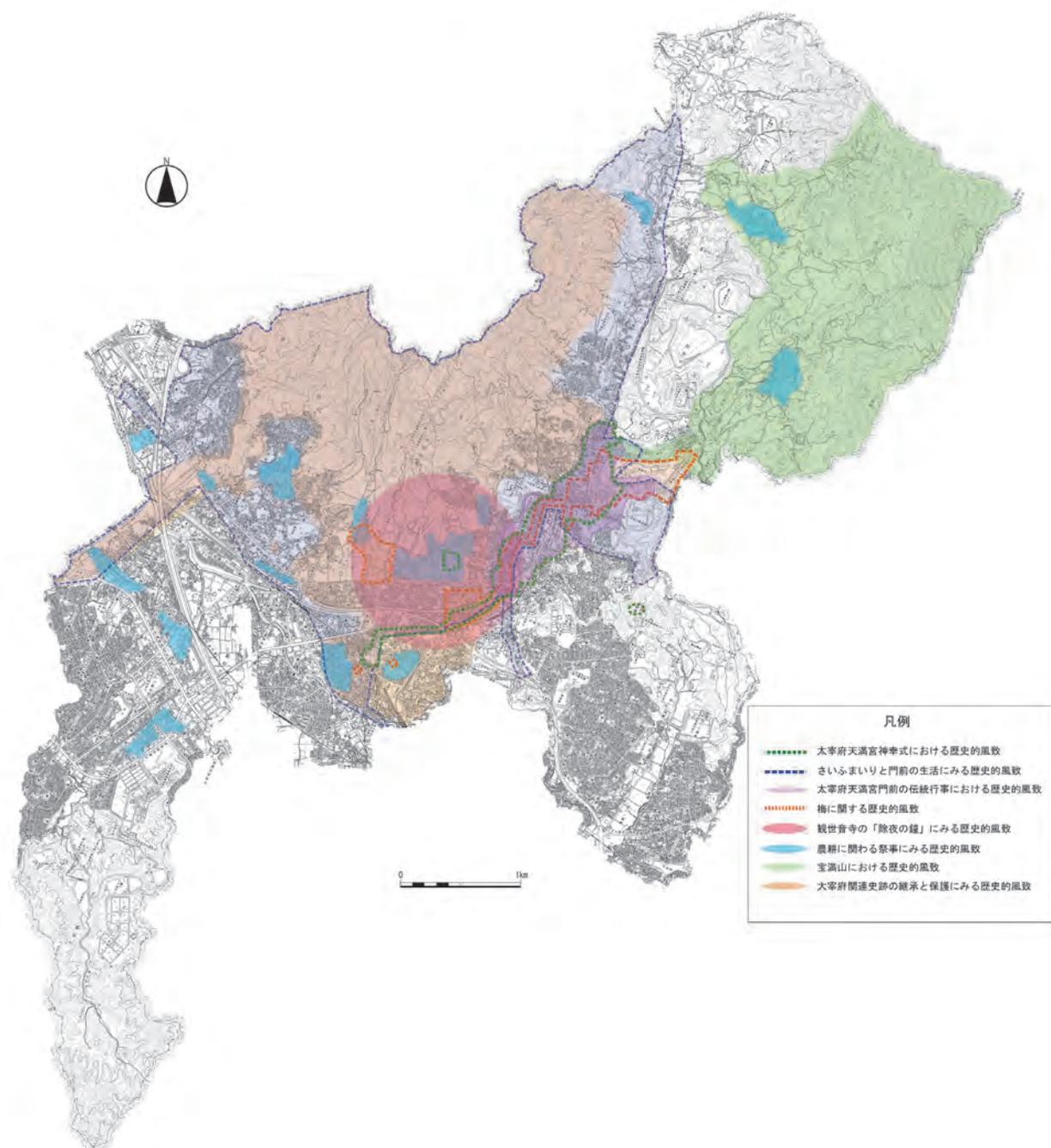


第4章 重点区域の位置及び区域

1 重点区域の位置及び範囲

(1) 歴史的風致の分布

太宰府市は、四王寺山や宝満山などの山々とそれに囲まれた平野部から成る。そこには古代大宰府と太宰府天満宮に関わる文化財と伝統を反映した人々の活動が展開され、活動地域が幾重にも重なり合っている。



太宰府市の維持向上すべき歴史的風致の分布

このような環境で保存継承されてきた人々の活動と歴史的価値の高い建造物及びその周辺地域とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境として、本市は以下のような8つの歴史的風致を設定した。

①太宰府天満宮神幸式における歴史的風致

太宰府天満宮の年中行事として最も重要な神事のひとつである神幸式は、菅原道真の神霊を慰めると共に五穀豊穰を感謝するもので、太宰府の人々にとっても密接な祭りである。平安装束の行列が、太宰府天満宮から菅原道真の住まいだった南館跡の榎社を往復する様子は、秋の太宰府の昔ながらの風情を残す。

②さいふまいりと門前の生活にみる歴史的風致

太宰府天満宮参詣に訪れる人々が市内の名所を巡る「さいふまいり」、そして、参詣者をもてなし続ける門前の人々とが織りなす賑わいが、今も連綿と続いている。

③太宰府天満宮門前の伝統行事における歴史的風致

門前には神幸式以外にも正月の鬼すべや恵比寿祭など、太宰府天満宮門前の長い歴史の中で培われた伝統行事がある。祭事以外の時でも街角にある恵比寿様にその思いを知ることができる。

④梅に関する歴史的風致

春には太宰府天満宮や元号令和発祥の地となった大宰府政庁跡をはじめ市内各所で梅が咲き、太宰府の梅が福岡の春の訪れを象徴するものとなっている。人々は観梅とともに梅上げや梅ちぎりなど梅にまつわる行事を通して季節を感じることができる。

⑤観世音寺の「除夜の鐘」にみる歴史的風致

観世音寺はかつて西国最大規模を誇った大寺であったが、現在は静かな古寺となっている。その境内片隅の鐘楼にかかる梵鐘の音は、長年太宰府の地に響き渡っており、音で感じることができる歴史的風致である。

⑥農耕に関わる祭事にみる歴史的風致

神社を中心に形成されている集落は、天満宮門前町以外は農村集落で、宮座を中心とした農耕祭事が残り、田畑が少なくなった現在でもその面影を見ることができる。

⑦宝満山における歴史的風致

太宰府の北東に位置する宝満山は、古代から信仰の山である。時代と共に修験道の山、登山の山と変化しながらも、霊峰の雰囲気は今も残す。

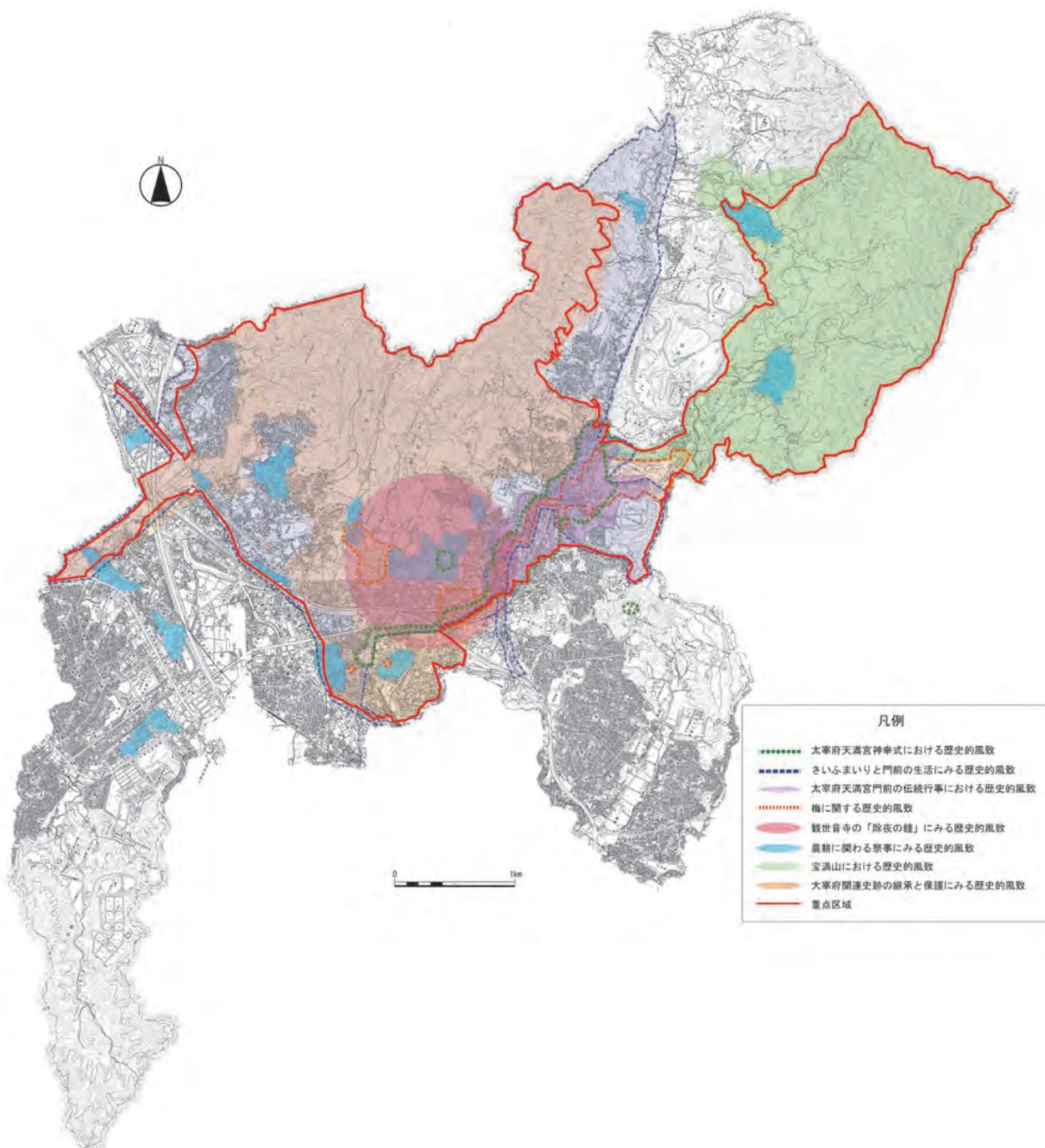
⑧大宰府関連史跡の継承と保護にみる歴史的風致

「太宰府市」の地名の由来である古代の大宰府関連史跡は、中世以降、太宰府天満宮を参拝する、いわゆる「さいふまいり」の名所地となると共に、様々な人々による継承活動が続いた。その思いは現代にも引き継がれ「史跡のまち太宰府」と呼ばれるに相応しい景観を残している。

(2) 重点区域の位置

本市が設定した8つの歴史的風致は、それぞれ関連性があり、重複している地域も多いため、8つの歴史的風致を包括する範囲を重点区域とする。

具体的には、「太宰府天満宮本殿」「太宰府天満宮末社志賀社本殿」の2つの重要文化財を有する太宰府天満宮境内を中心として、神幸式で行列が向かう榎社、神幸式の行列が往復するどんかん道の沿道を含める。さらに、太宰府天満宮と密接な関わりを持つ六町（三条、連歌屋、馬場、大町、新町、五条）と、天満宮の借景的な存在となっている周囲の森



太宰府市の維持向上すべき歴史的風致の分布と重点区域

林を含めて重点区域に設定する。

また、旧跡や古寺は、さいふまいの名所地であるとともに人々の活動の場でもある重層的な空間であった。具体的には、太宰府市に所在する史跡群（特別史跡大宰府跡・水城跡・大野城跡、史跡観世音寺境内及び子院跡・筑前国分寺跡・国分瓦窯跡・大宰府学校院跡）の範囲に加え、日田街道などの参詣道から見渡せる四王寺山一帯や、さいふまいの自然の風景地となっていた御笠川（思川・岩踏川）、鷲田川を含む範囲を重点区域とする。

東部では、史跡宝満山と、祭事を営む竈門神社と竈門神社北谷遙拝所を重点区域内に含み、霊峰宝満山の威容を遙拝する範囲を重点区域とする。

また、奈良・平安時代からの史跡景観を形成する区域として、特別史跡大宰府跡の飛地として所在する客館跡、古代の条坊痕跡をとどめる旧地割残存範囲、史跡地からの眺望景観として重要な位置にある国道3号南側の範囲を重点区域とする。

第1期計画では、観世音寺金堂や太宰府天満宮門前の歴史的建造物の修理・修景助成を行いながら、小鳥居小路・溝尻道路や既存の散策路の環境改善事業を実施し、まち並みの景観向上や市内外からの散策者に優しい整備を取り組んできた。特に、門前町では、長年の懸案であった参道のまち並み景観の特徴である底の規制緩和や小鳥居小路の美装化などについて、門前六町の住民らで構成された協議会での活発な議論と協力により成果を上げることができた。また、良好な景観誘導の取り組みとして、景観法に基づく景観計画の策定や、屋外広告物等に関する条例を定めることで、歴史的風致の向上に努めてきた。

しかし、第3章で述べたような歴史的風致の維持向上に関わる課題は、重点区域の課題でもある。太宰府天満宮を中心とした門前町では、依然として観光客の一極集中による交通渋滞が続き、さらに門前町内の駐車場の増加が目立ち始め、門前町らしい景観の悪化が懸念されている。また、太宰府天満宮参道など本計画以前に整備されていた部分の劣化が進み、景観と利便性の低下を招いている。太宰府天満宮門前町以外では、大宰府史跡の周辺環境整備や歴史の散歩道の環境整備など、第1期計画で完了できなかった事業も多い。



小鳥居小路の美装化と修理された歴史的風致形成建造物



戒壇院前通路の整備後状況



太宰府天満宮周辺の渋滞状況

このように第1期計画で解決できなかった課題も残されていることから、本計画では、引き続き第1期計画と同範囲を重点区域に設定し、令和元年(2019)に特別史跡大野城跡に追加指定された原山(原八坊)本堂跡と周辺の痕跡や景観をとどめる地域を重点区域に追加した。しかし、風致の連続性が失われている西端部をわずかに除外した。重点区域では、太宰府天満宮周辺の課題の解決を進めながら、大宰府関連史跡など門前町以外の地域の事業を推進し、地域の魅力を向上させることで回遊性を高めるものである。これは、通過型で滞在時間が短い本市の観光客の滞在時間をのばすことになり、ひいては本市の歴史的風致の理解を深めることに繋がる。

なお、重点区域は今後、本計画を推進することで、太宰府市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が生じた場合などに随時見直すものとする。

(3) 重点区域の区域

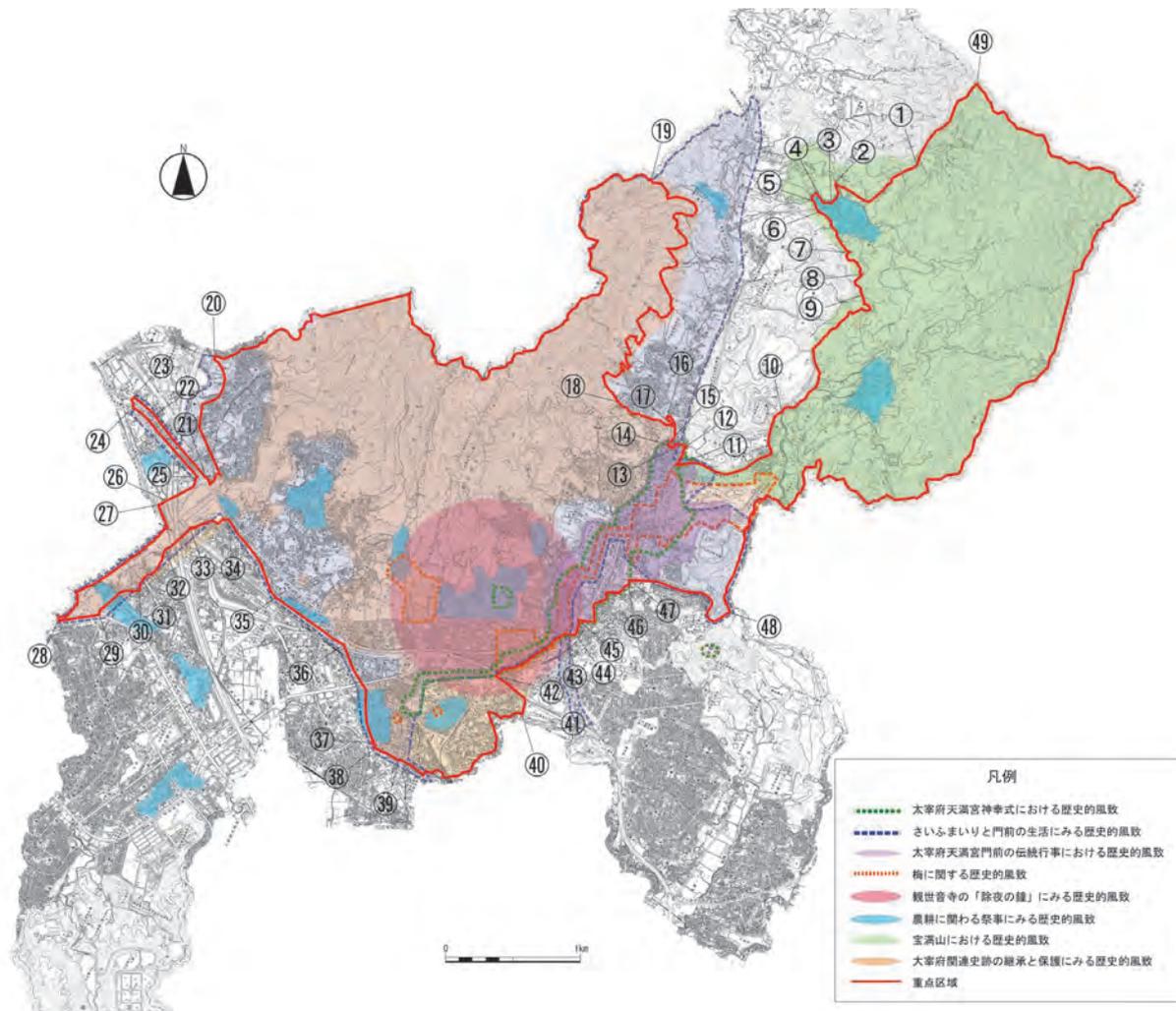
重点区域は、太宰府天満宮と特別史跡大宰府跡・水城跡・大野城跡、宝満山などの史跡を中心に、景観計画で定めた景観育成地区(「天満宮と宰府宿」地区、「人と遺跡の共存史」地区)、その他さいふまいの参詣道とその名所や風景地、神幸式等の祭りで使用される旧道をまち並みとの連続性や一体性を考慮し、道路、河川などの地形地物や行政界や美観地区などの境で設定した。

なお、日田街道やどんかん道、参詣道を境界として設定する箇所は、道路中心から両側に30mを境界とする。

(4) 重点区域の名称、面積

名称 太宰府市歴史的風致維持向上地区

面積 約1,397ha



重点区域の範囲と境界

区間	境界根拠
①～②	山の神川
②～③	市道北谷・山浦線
③～④	水路
④～⑤	市道松川・北谷線
⑤～⑥	公衆用道路
⑥～⑦	水路
⑦～⑧	谷池
⑧～⑨	市道内山・北谷線
⑨～⑩	原川
⑩～⑪	県道内山三条線
⑪～⑫	市道三条・滝ノ池線
⑫～⑬	市道菅谷7号線
⑬～⑭	市道菅谷2号線
⑭～⑮	県道筑紫野古賀線
⑮～⑯	御笠川
⑯	三浦堰
⑯～⑰	御笠川
⑰～⑱	水路
⑱～⑲	景観育成地区
⑲～⑲	行政界
⑲～⑲	景観育成地区
⑲～⑲	市道丸山・島廻線の道路中心から30mまで
⑲～⑲	市道前田線の道路中心から30mまで
⑲～⑲	行政界
⑲～⑲	市道前田線の道路中心から30mまで

区間	境界根拠
⑲～⑲	市道丸山・島廻線の道路中心から30mまで
⑲～⑲	市道水城・八反田2号線
⑲～⑲	公衆用道路
⑲～⑲	行政界
⑲～⑲	主要地方道福岡筑紫野線
⑲～⑲	景観育成地区(市道新神ノ前・狭間線)
⑲～⑲	景観育成地区(市道フケ・水城駅線)
⑲～⑲	景観育成地区(市道室町・原の下線)
⑲～⑲	水城跡保護を要する範囲
⑲～⑲	陣ノ尾川
⑲～⑲	市道丸山・立明寺線の道路中心から30mまで
⑲～⑲	国道3号線
⑲～⑲	市道丸山・立明寺線の道路中心から30mまで
⑲～⑲	鷺田橋
⑲～⑲	市道立明寺3号線
⑲～⑲	行政界
⑲～⑲	主要地方道筑紫野古賀線
⑲～⑲	国道3号線
⑲～⑲	市道五条口・榎寺線の道路中心から30mまで
⑲～⑲	市道鉾ノ浦・渡内線
⑲～⑲	市道五条浦・横町線
⑲～⑲	藍染川
⑲～⑲	市道秋山2号線
⑲～⑲	主要地方道筑紫野太宰府線
⑲～⑲	行政界
⑲～⑲	宝満山保存活用計画対象範囲

重点区域
の境界

2 重点区域の指定の効果

重点区域は、太宰府市の維持向上すべき歴史的風致の大部分が展開される場所である。重点区域に所在する大宰府跡、水城跡、太宰府天満宮といった史跡地や歴史的建造物は、太宰府市が毎年実施している市民アンケートによると、多くの市民が地域のシンボルとして認識されている。重点区域において、歴史的風致の維持向上に寄与する施策を推進し歴史的建造物の保存・活用や歴史的市街地の環境整備を推進することで、太宰府市が持ち得ている魅力を向上させ、市民の歴史的風致に対する認識や愛着が深まることが期待される。

また、重点区域は、太宰府天満宮への参拝客や九州国立博物館への来館者をはじめ、市内外から年間1,000万人の観光客が訪れる中心的な場所であり、自然と文化財が適度に融合した地域である。重点区域の歴史的風致の維持向上に伴い、市内外の人々に太宰府市固有の情緒や風情を伝えることができる。来訪者の回遊性を高め、市内の滞在時間を伸ばすと共に、市民に日々の散策地を提供することができ、市民満足度の向上などが期待できる。

なお、重点区域は、景観計画において景観を重点的に育成する景観育成地区と多くが重なり、太宰府市の歴史性を踏まえた景観育成のためのルールを定めている。また、当該区域において、本計画に基づく施策の推進と合わせ、景観の規制誘導や屋外広告物条例による規制を図ることにより、歴史的風致の維持向上に相乗効果が期待できる。

3 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画法

太宰府市の都市計画は、市域約2,961haのうち、約76%に当たる約2,253haが都市計画区域に指定されている。そのうち、約1,182haが市街化区域である。また、平成19年(2007)には、北谷・内山地区の約378haが準都市計画区域に指定されている。

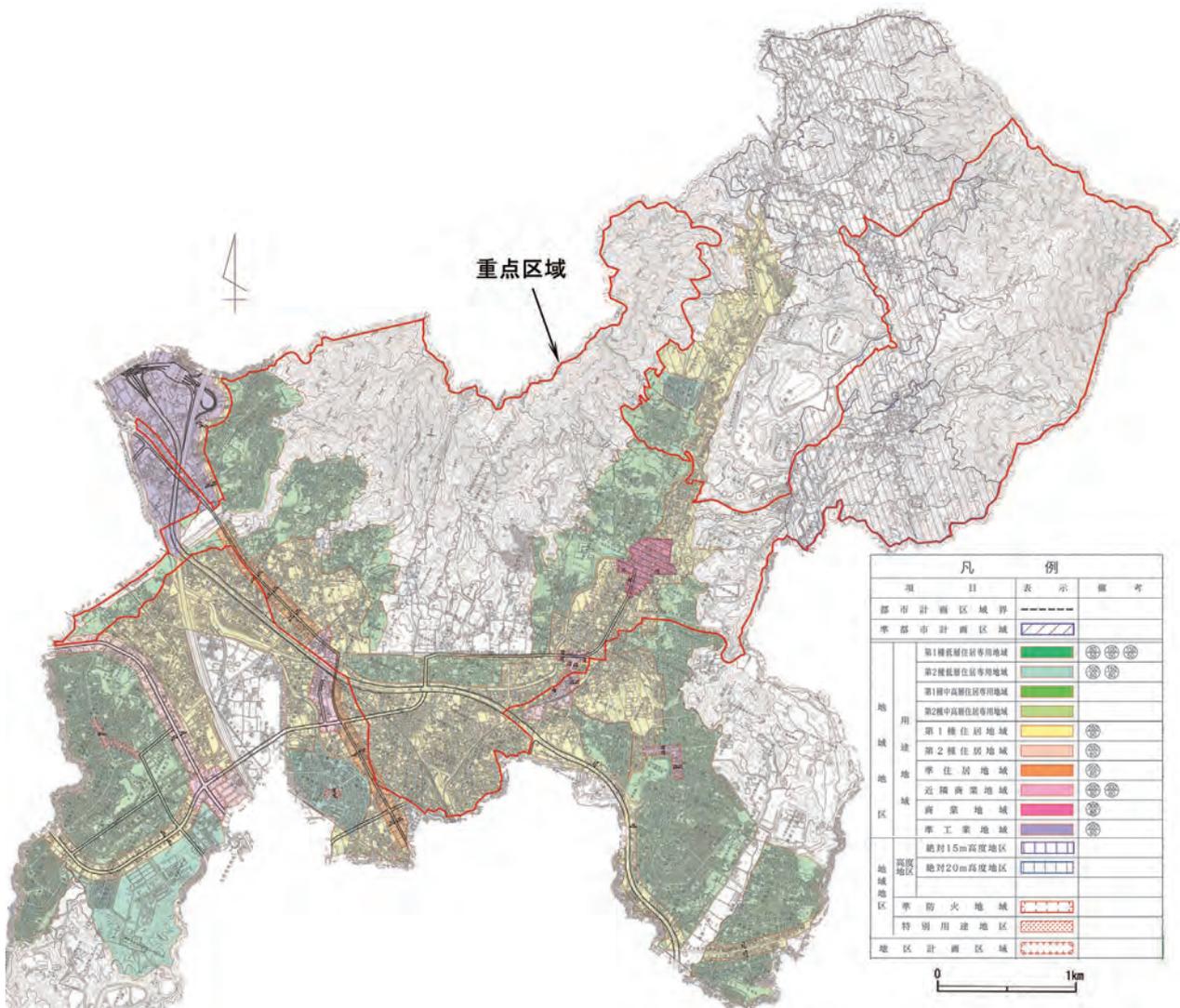
重点区域をみると、その多くが都市計画区域内である。東部に位置する宝満山は都市計画区域に指定されていないが、その一部は準都市計画区域に指定されている。重点区域の多くを占める都市計画区域は、広大な史跡指定地と太宰府天満宮の境内地の一部が市街化調整区域であるほかは市街化区域となっている。市街化区域内の主な用途地域は、西鉄太宰府駅と参道を中心とした門前の一部が商業地域、西鉄五条駅周辺及び関屋周辺が近隣商業地域、史跡指定地に隣接する住宅地が第一種低層住居専用地域、県道福岡日田線沿道が準住居地域、それ以外は大半が第一種住居地域に指定されている。

市街化区域のうち市内唯一の商業地域である西鉄太宰府駅周辺の約10haは、平成12年(2000)に絶対15m高度地区に指定し、参道周辺の歴史的市街地と調和しない高さの建物について規制を図っている。また、同年には商業地域に太宰府門前町特別用途地区を指定し、商業地域での立地が認められている3,000㎡を超える店舗、事務所や工場などの立地を制限している。

また、史跡地と隣接する第一種低層住居専用地域は、都市計画で建築物の高さを10mに

制限している。その他の用途地域についても、一部を除き絶対 20m 高度地区を指定しており、重点区域の市街化区域ではほぼ全域において建築物の高さのコントロールを行っている。なお、太宰府天満宮参道においては、別途景観計画において高さ 12m の制限を設けている。また、平成 28 年 (2016) には、特別史跡大宰府跡や史跡大宰府学校院跡ならびに史跡観世音寺及び子院跡の南面に接する県道筑紫野 - 太宰府線沿線において、150 m²以内の店舗建築を可能とする歴史的風致維持向上地区計画を導入し、歴史的景観に配慮した店舗誘導を図っている。

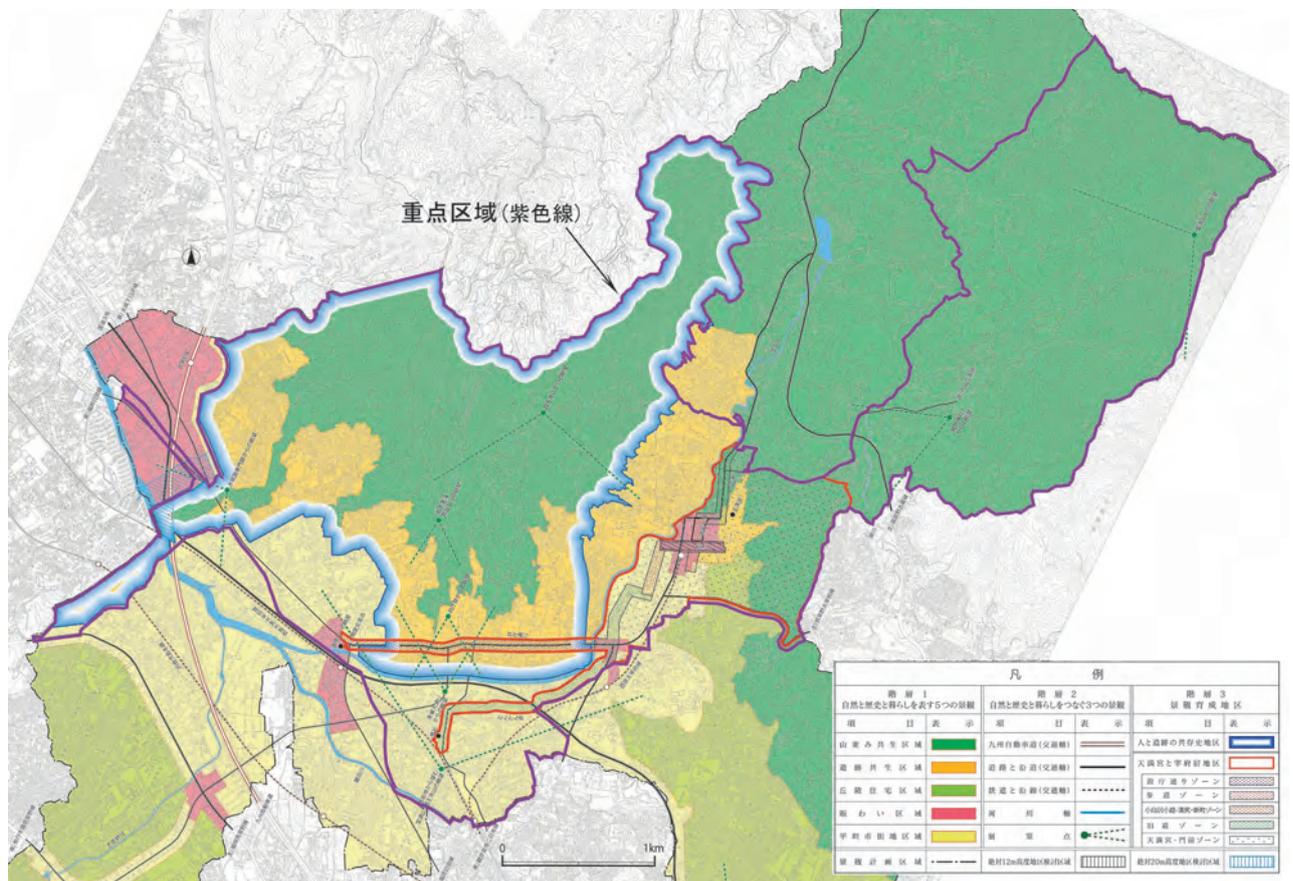
これらの規制により、重点地区内は一定の風致景観は保持されており、引き続き良好な市街地環境の形成を推進する。



都市計画図

(2) 景観計画

太宰府市では、昭和59年(1984)に「太宰府市景観保全に関する指導要綱」を定め、史跡地及びその周辺を「美観地区」に設定し景観誘導を図ってきた。平成22年(2010)に景観法に基づく景観計画を策定し、平成23年(2011)4月1日より「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」として施行している。この条例では市域全体を景観計画区域とし、その中を自然、歴史、暮らしの視点で「山並み共生区域」「遺跡共生区域」「丘陵住宅区域」「賑わい区域」「平坦市街地区域」の5つの区域に区分し、それぞれについて景観形成の方針、景観形成基準、届出対象行為を定めている。重点区域にはこの5区域が全て含まれる。景観上重要な地区で、建築行為などに対するきめ細やかな基準による規制と重点的な景観整備などにより積極的に良好なまち並みの保全・創出を図る地区として、景観育成地区を設定し、景観誘導を図っている。景観育成地区は、景観施策によって太宰府市民遺産の育成を図ることを基本としており、現在は「人と遺跡の共存史」と「天満宮と宰府宿」の2地区を景観育成地区に設定し、ほとんどのエリアが重点区域に含まれることとなる。建築行為時における史跡地とその周辺景観や門前のまち並みへの配慮、自然素材を用いること、伝統的な家並みや山並みに調和した色彩とすることなどの景観育成基準が詳細に定められ、景観保全を図っている。これらの地区のほとんどが、屋根は勾配及び軒の出があるものとし、その勾配は極端な緩勾配、急勾配でないこととするなどの基準を設け、「天満宮と宰府宿地区」では地区内をさらに5つにゾーン分けを行い、太宰府天満宮参道ゾーン



景観計画図

では高さ 12m の制限を設けるなど、各ゾーンの特徴に応じた基準を定め運用を行ってきた。また、周辺環境や自然環境に調和するように、市内全域に緑化基準と色彩基準を設けている。

また、平成 29 年（2017）には、景観育成地区内に位置する太宰府天満宮参道沿いのまち並みを、参道景観保全地区に指定し、建築基準法の制限緩和を行った。これにより地区内にある景観重要建造物については、歩道に底を出すことが容認され、個性のある参道らしい景観の維持を図っている。

今後はパネル展や景観ウォークなど普及啓発活動を積極的に実施し、景観に対する認識向上に努めていく。

（3）屋外広告物等に関する条例

本市は、これまで福岡県屋外広告物条例による景観誘導を図ってきたが、平成 29 年（2017）4 月より「太宰府市屋外広告物等に関する条例」を施行し、重点区域内の 4 つの通りを広告物景観育成地区とした。また、特に景観誘導を図る必要がある政庁通り地区について、観世音寺地区歴史的風致維持向上地区計画を定め、都市計画法による広告物の景観誘導を図っている。

今後は、重点区域内の参詣道を中心に屋外広告物条例の周知を徹底し、歴史的風致にふさわしい屋外広告物の景観誘導を図る。



(4) 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例

太宰府市は、市民、事業者及び市が連携、協働のもと、太宰府の良好な景観の形成と市民遺産の育成を図り、太宰府らしいまちづくりを推進することを目的に、平成22年(2010)年より「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」を施行した。太宰府市民遺産とは、市民ひとりひとりが大切に思う太宰府の物語と、その基礎となるモノやコト(文化遺産)とともに、「未来の太宰府へ伝えよう」とする活動の3つのセットが、太宰府市景観・市民遺産会議で認められたものが「太宰府市民遺産」である。令和5年(2023)2月までに17件認定されている。

今後も文化遺産を市民と協働し守り育てることで歴史的風致の維持を図っていく。

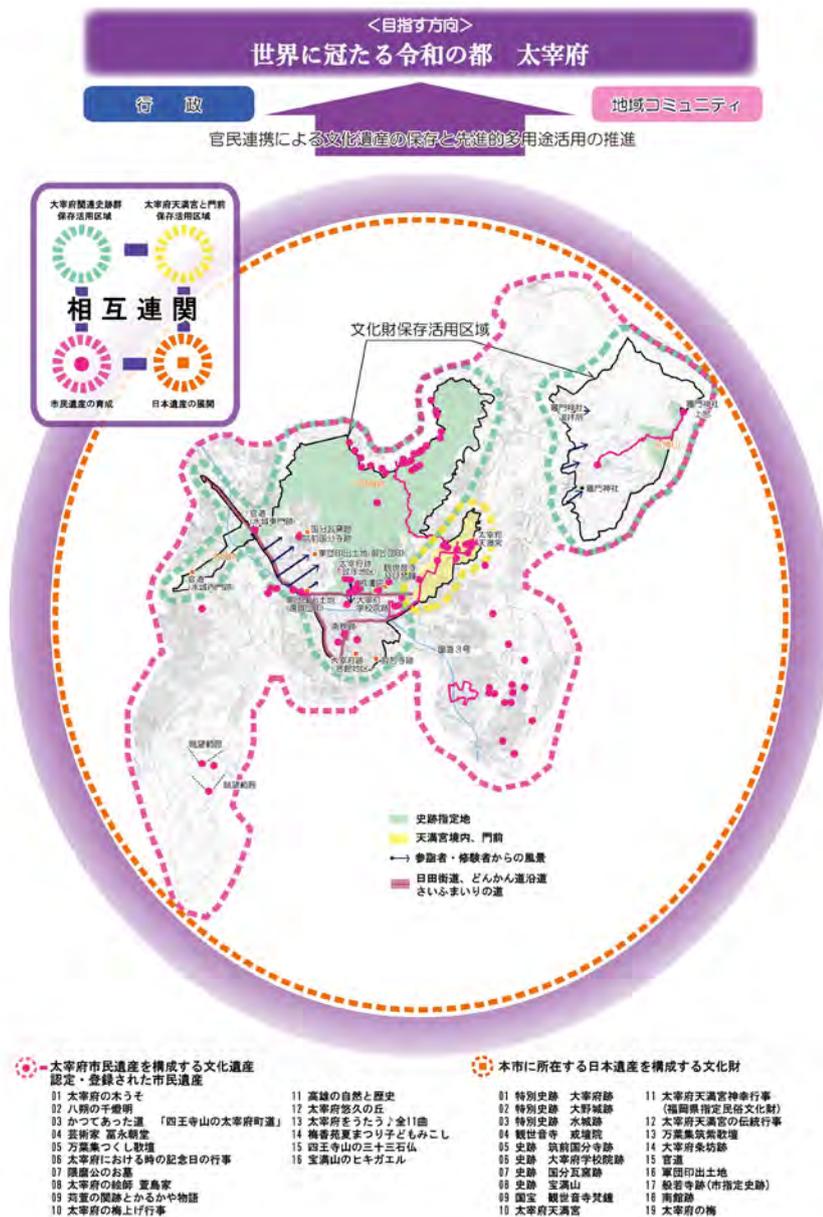


市内全域に文化遺産と活動があるイメージ

(5) 太宰府市文化財保存活用地域計画

この計画は、令和4年(2022)7月、文化財保護法第183条の3に基づき、太宰府市の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画として策定された。「令和発祥の都にふさわしい大太宰府構想」のもと、教育・学習、調査・継承、歴史的景観・環境の保全、防災・防犯、情報発信、観光・産業、その他の分野との連携を図り、住まう人も訪れる人もともに誇りを抱き、^{よろこ}慶びを分かち合える“世界に冠たる令和の都太宰府”の実現への昇華^{しょうか}に向け、官民連携による文化遺産の保存と先進的多用途活用の推進を図ることを目的としている。文化遺産の様々な課題には歴史的風致の課題と連動するものもあり、歴史的風致の課題解決のため、この計画に具体的な措置を記載し地域社会総がかりで取り組んでいく。

なお、本計画で定める文化財保存活用区域のうち、「大宰府関連史跡群保存活用地域」と「太宰府天満宮と門前保存活用地域」が、歴史的風致維持向上計画の重点区域に含まれている。



文化財保存活用地域計画 重点的措置の展開イメージ

(6) 国指定文化財の保存活用計画

①大宰府関連史跡に関する保存活用方針

これは、大宰府跡、水城跡、大野城跡、観世音寺境内及び子院跡、筑前国分寺跡、国分瓦窯跡、大宰府学校院跡、宝満山の8つの史跡を俯瞰的に捉え、一体的に保存活用していくことを目的としたものである。保存活用計画の一部に含まれる『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』を見直し、平成28年(2016)に策定した。段階的に8つの史跡それぞれの保存活用計画を策定し、その推進を図ることとし、各保存活用計画の上位に位置する役割を持っている。

また、「大宰府関連史跡が生み出す心地よい空間～生活と共生する8つの史跡～」を基本理念とし、保存、活用、整備及び管理・運営の各方針を定めている。

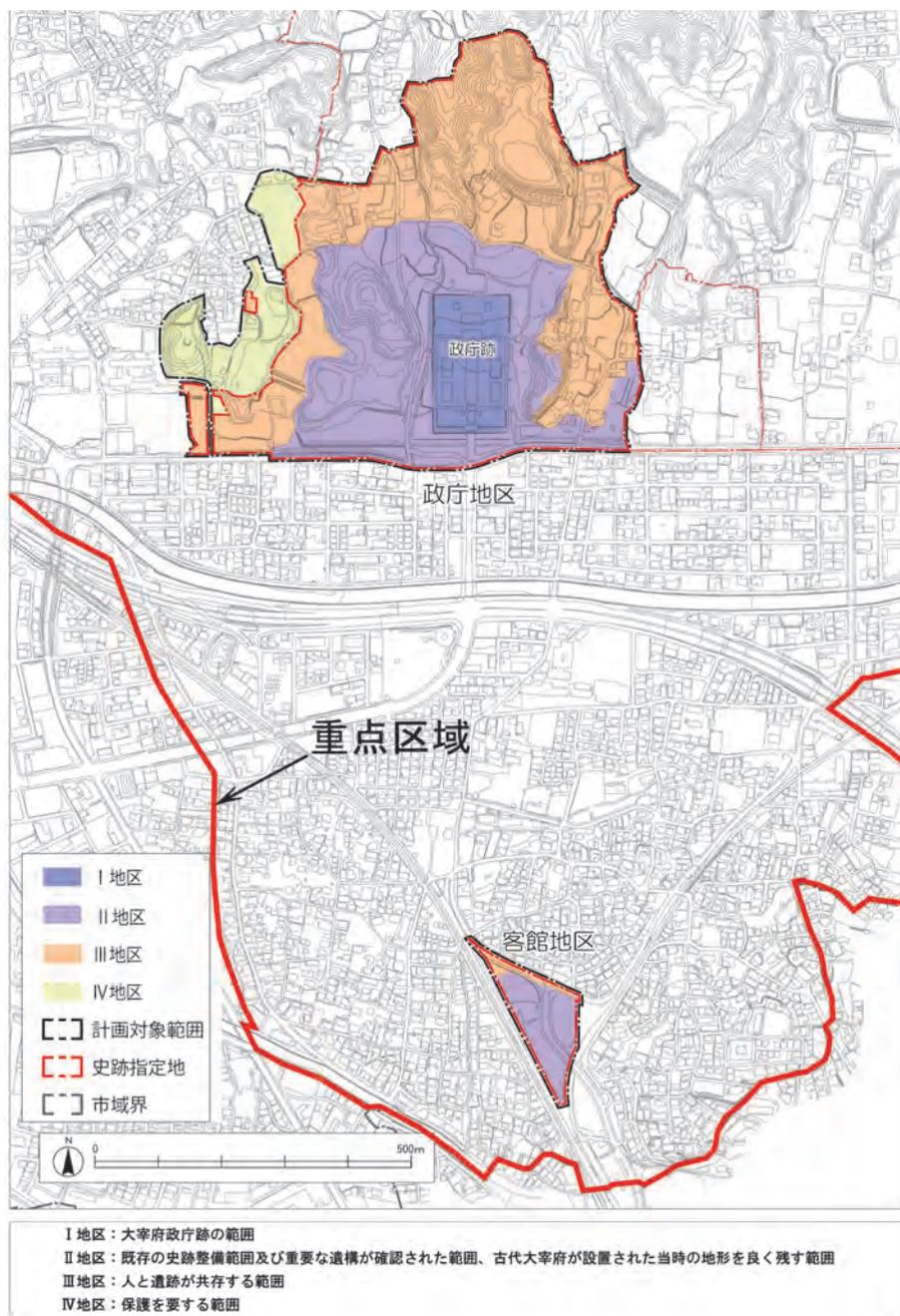


大宰府関連史跡

②特別史跡大宰府跡保存活用計画

本計画は、大宰府関連史跡の中核である特別史跡大宰府跡において、史跡の保存を第一にしながら、古代大宰府が感じられる心地よい空間を創出することを目的とした。保存管理、活用、整備、調査研究、管理運営それぞれの項目で、現状の課題を把握し、それらを解決していくための方針を作り、未来へ向けての本史跡の持続的な保存活用を目指すものである。また、適切な保存管理を行うため大宰府跡を4つに区分し、各ゾーンの現状変更行為の取扱基準を定めている。

大宰府跡は全て重点区域となっており、今後は整備計画を策定し、史跡整備や歴史的風致の維持向上を図っていく。

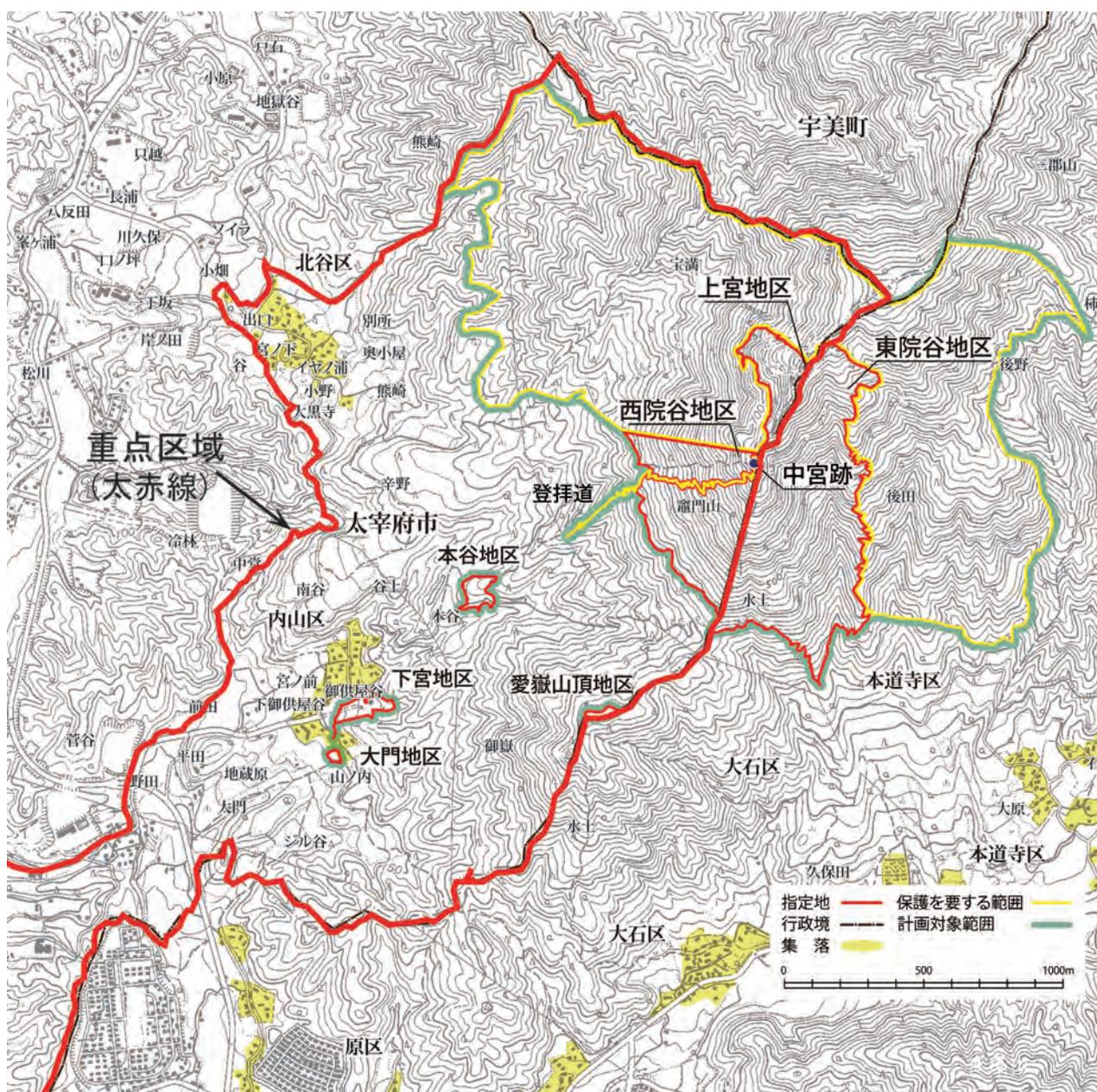


特別史跡大宰府跡保存活用計画 保存管理の地区区分

③史跡宝満山保存活用計画

史跡宝満山は太宰府市と筑紫野市の両市にまたがる史跡のため、令和2年(2020)11月に両市共同で計画策定した。「山岳信仰と自然の山、史跡宝満山が感じられる心地よい空間の維持向上」を基本理念とし、保存管理、調査・研究、活用、整備、運営・体制の整備の5つを連動させて、今後、史跡の保存活用を進めていくこととしている。

今後は、史跡の保護を前提に利用者の利便性や歴史的風致に配慮した整備を関係機関と取り組んでいく。



宝満山の史跡指定地



水城跡保存整備方針図

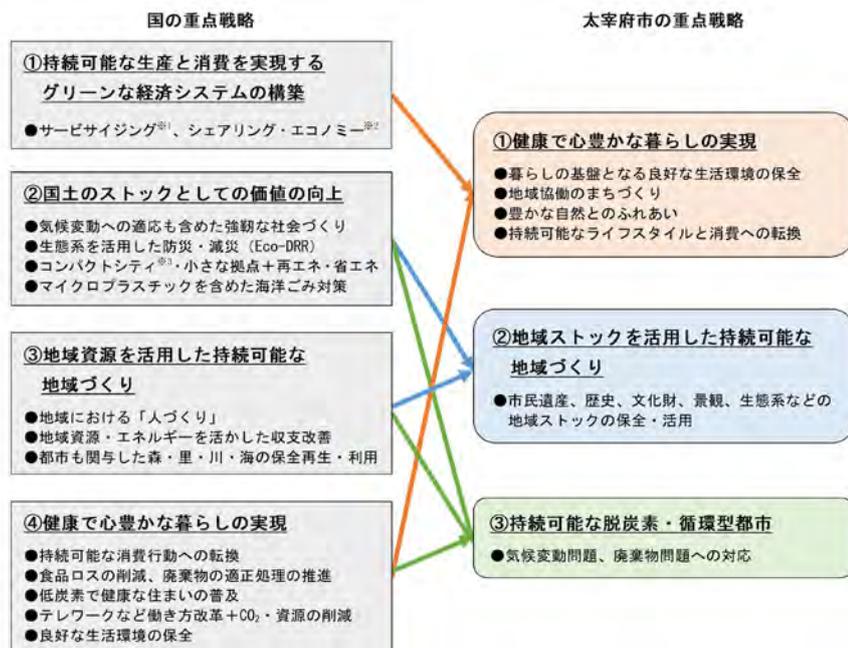
④特別史跡水城跡保存整備基本設計

平成 27 年 (2015) に策定した特別史跡水城跡の保存整備の基本設計で、水城跡を知る・学ぶ・感じるといった体験を通じて、時代と向き合う水城跡を継承し未来へ伝達していくことができる保存整備を目指し、「価値の確実な保存」「本質的価値の顕在化」「歴史を伝える環境づくり」「未来につながる仕組みづくり」という 4 つの基本方針を掲げた、また、水城跡を 4 つのエリアに区分し、各エリアの特性に応じた保存修理や整備計画を策定した。

水城跡は全て重点区域になっており、今後は基本設計に基づいて、史跡の保存修理や整備を実施し、風致景観向上を図っていく。

(7) 第四次太宰府市環境基本計画

令和 3 年 (2021) に環境まちづくりの取り組みを図るため、本市の各種取り組みを環境保全の観点から整理し、総合的な取り組みを図るために策定した。重点戦略として、「健康で心豊かな暮らしの実現」「地域ストックを活用した持続可能な地域づくり」「持続可能な脱炭素・循環型都市」を掲げている。

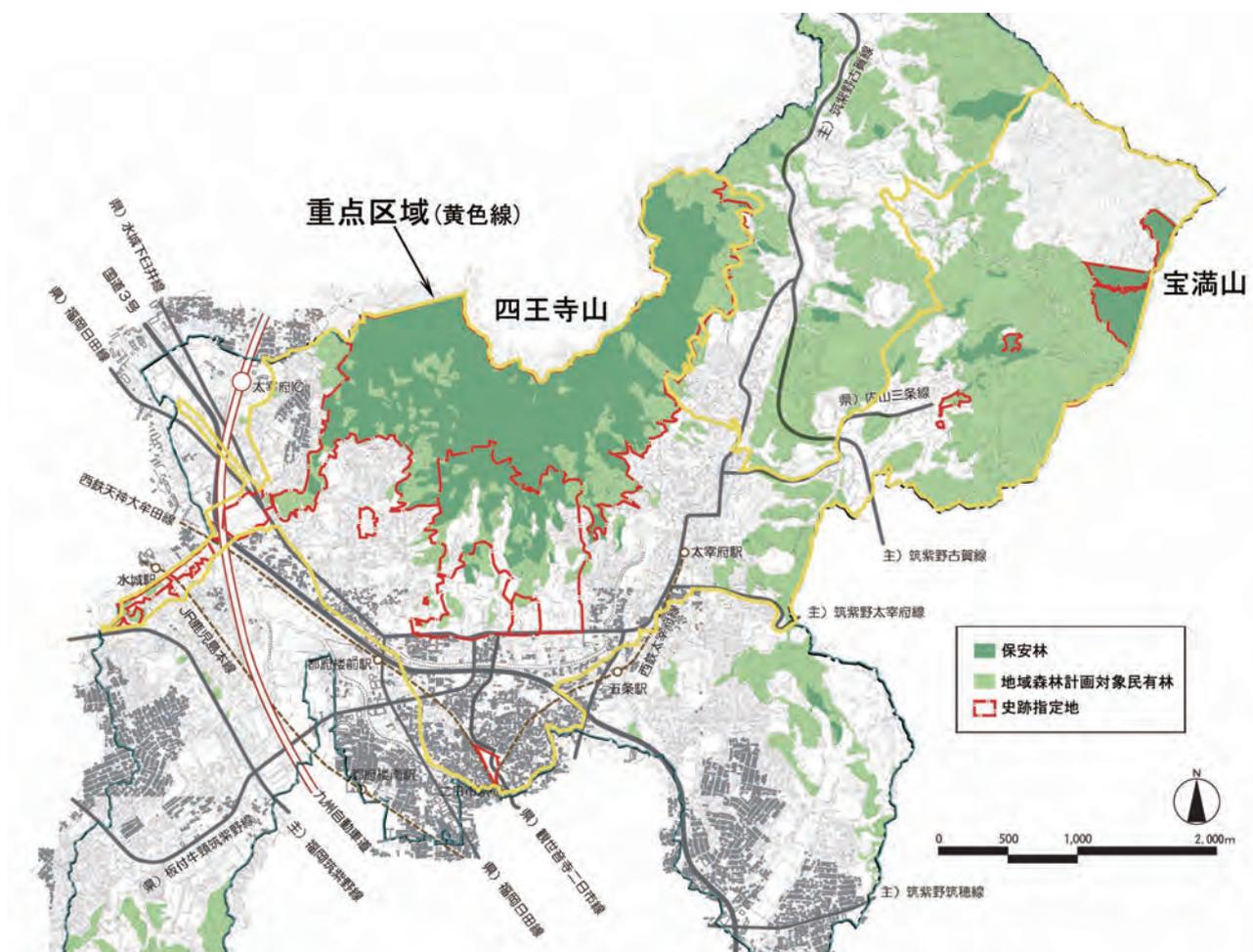


国の重点戦略と太宰府市の重点戦略の関係

(8) 森林法

重点地域内にある四王寺山と宝満山には、森林法に基づく保安林と地域森林計画の対象となっている民有林があり、宝満山には林野庁所有の国有林も存在する。保安林は、水源のかん養、土砂の流出、その他の災害の防備、景観の保全などの公益目的を達するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林であり、これらの機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されている。

重点区域となっている四王寺山と宝満山では、森林法に基づき森林維持管理を図っていく。

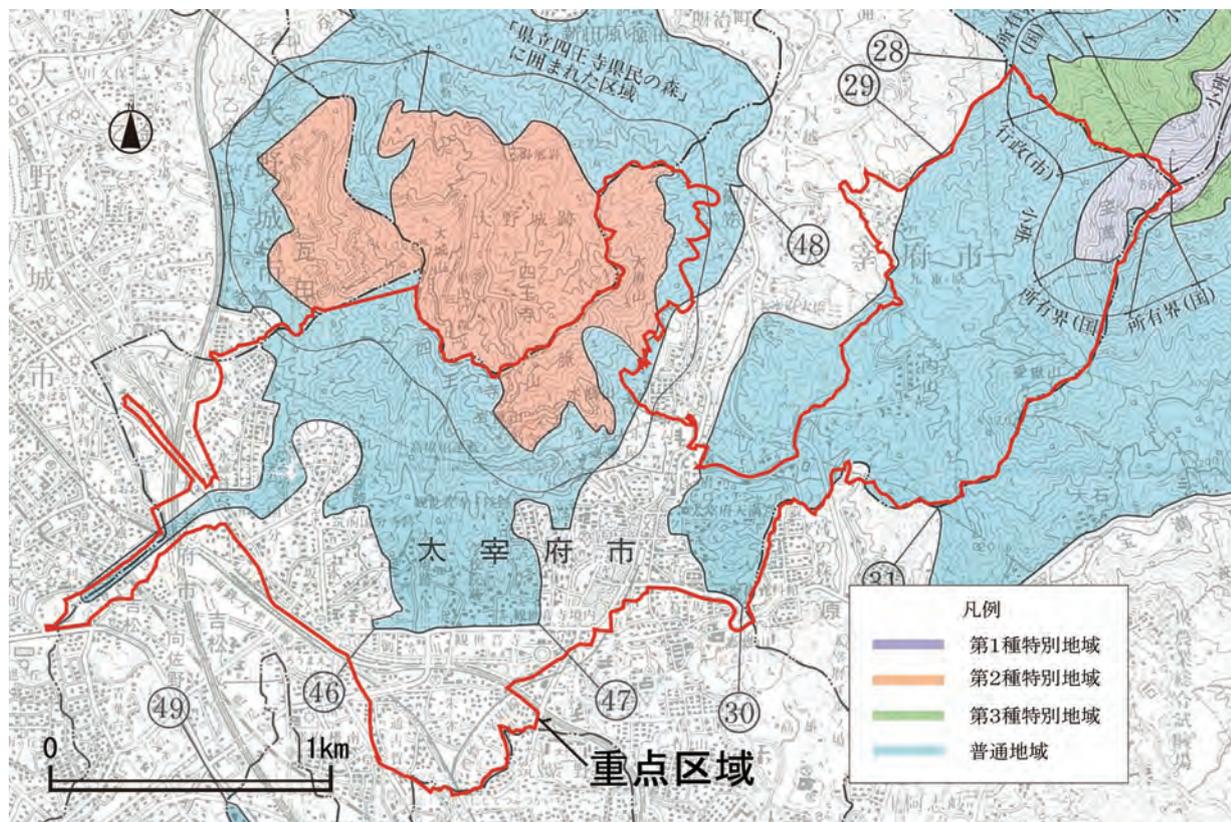


保安林と地域森林計画対象民有林

(9) 自然公園法・福岡県立自然公園条例

太宰府県立自然公園は、自然公園法第72条及び福岡県立自然公園条例第3条に基づき、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的で昭和25年(1950)に指定された。自然公園区域内には城跡、神社仏閣、霊場などが点在し、歴史の香りが色濃く残っている。

重点地域には、四王寺山や宝満山があり、四王寺山周辺には第2種特別地域と普通地域、宝満山には第1種特別地域と第3種特別地域、普通地域が存在する。



太宰府県立自然公園区域図 (資料：福岡県)